

事 務 連 絡

平成31年3月28日

各事業所管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長

(公 印 省 略)

介護職員初任者研修課程等を修了したサービス提供責任者の配置について

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、下記のとおり平成30年度の介護報酬改定により介護予防・日常生活支援総合事業について見直すこととなっております。

つきましては、当該サービス提供責任者の任用要件や減算について、平成31年度以降は廃止となりますので、各事業所におかれましては、御了知の上、適正な対応・体制の確保に努めていただけますようお願い申し上げます。

なお、第1号訪問事業訪問型サービス A（生活援助従事者研修修了者（みよし広域連合長等が認めた研修受講修了者を含む））についても同じ取扱いとします。

また、平成31年4月中にサービスコードを改正し、みよし広域連合のホームページで周知していく予定ですので、定期的に確認していただいたうえで事業所にて対応をお願いいたします。

#### 記

- (1) サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。
- (2) 初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても廃止する。

みよし広域連合介護保険センター

地域支援係：担当 中浦

TEL 0883-76-0030

FAX 0883-76-0033